

用語の解説

<統計表の各頁に共通する用語>

母集団企業数

母集団企業数は、事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）による。

従業者数

令和7年6月1日現在での従業者数。

なお、統計表の従業者数は、個々の有効回答調査票（個票）の従業者数を拡大推計して得られた拡大推計値を基に集計したもの。

法人企業

法律の規定によって法人格を認められているものが、事業を営んでいる場合をいう。

個人企業

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営である場合も、個人企業に含む。

設立年

創業した年ではなく、商業（法人）登記簿謄本における会社設立の年。

<各調査事項の用語>

1. 会社全体の従業者数

個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を営んでいる人。

無給家族従業員

個人事業主の家族で、賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」とする。

代表取締役社長・取締役社長

対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とする。

また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とする。

その他の有給役員

法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人（無給の役員を除く）。

常用雇用者

正社員・正職員＋正社員・正職員以外期間を定めずに、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人。

正社員・正職員

正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、定められている1週間の所定労働時間で働いている人（有給・無給の役員を除く）。

正社員・正職員以外

上記の「正社員・正職員」以外の常用雇用者であり、パート・アルバイトなど。

臨時雇用者

1ヶ月未満の期間を定めて雇用している人、又は日々雇用している人。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数

「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」又は「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計。ただし、下請先の従業者は除く。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）

在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、自社にきて働いている人。

派遣従業者

労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、自社にきて働いている人。

2. 資産及び負債・純資産（法人企業）

株式譲渡制限を定めている株式会社数

定款に株式の譲渡について会社の承認が必要である旨を定めている株式会社数（いわゆる譲渡制限株式会社の数）。

資産

流動資産＋固定資産＋繰延資産

流動資産

現金・預金＋受取手形・売掛金＋棚卸資産＋その他の流動資産

現金・預金

現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。
定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するもの。

受取手形・売掛金

通常の営業取引によって生じた手形債権及び未収金。

棚卸資産

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。

固定資産

有形固定資産＋無形固定資産＋投資その他の資産

有形固定資産

建物・構築物・建物附属設備＋機械装置＋船舶、車両運搬具、工具・器具・備品＋土地＋建設仮勘定＋その他の有形固定資産＋減価償却累計額

①建物・構築物・建物附属設備

事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物の他、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含む。

②機械装置

工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに附属する設備。

③船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。

④土地

工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資

目的の土地は除く。

⑤建設仮勘定

建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。

⑥減価償却累計額

毎年の減価償却費の合計額。

無形固定資産

のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

投資その他の資産

投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。

繰延資産

創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債発行費など。

負債及び純資産

負債の部の合計＋純資産の部の合計

負債

流動負債＋固定負債

流動負債

支払手形・買掛金＋短期借入金（金融機関）＋短期借入金（金融機関以外）＋その他の流動負債

支払手形・買掛金

通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。

短期借入金（金融機関）

銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。

短期借入金（金融機関以外）

個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。

固定負債

社債＋長期借入金（金融機関）＋長期借入金（金融機関以外）＋その他の固定負債

長期借入金（金融機関）

銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。

長期借入金（金融機関以外）

個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。

社債

普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。

純資産

資本金＋資本剰余金＋利益剰余金＋自己株式

資本金

資本金、出資金。

資本剰余金

資本準備金（株式払込剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。

利益剰余金

利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。

自己株式

自社で保有している自社株式。

3. 売上高及び営業費用

売上高

法人企業においては、実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。

個人企業においては、確定申告書類などの「売上（収入）金額」である。なお、確定申告書類などとの対応については、調査票甲（個人事業者用）を参照。

営業費用

売上原価＋販売費及び一般管理費

売上原価

商品仕入原価・材料費＋労務費＋動産・不動産賃借料＋外注費＋減価償却費＋その他の売上原価

商品仕入原価・材料費

商品期首棚卸高に当期商品純仕入高を加え、商品期末棚卸高を控除して計算されたもの。

製造工程又は業務の直接部門で使用する素材費（原料費）、買入部品費、燃料費、工場消耗

品費、消耗工具器具備品費などの総額。

労務費

製造工程又は業務の直接部門に属する従業者の賃金（基本給の他、割増賃金を含む）、給料、雑給、従業員賞与手当、退職給付費用などの総額。

動産・不動産賃借料（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門で使用する鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケース、コンピュータなどの動産の賃借料と土地、建物などの不動産の賃借料の合計。

地代家賃（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門に属する土地、建物などの不動産の賃借料の総額。

外注費

製造工程の一部（外注加工など）又は会社の業務の一部を他の業者に委託した際の費用の総額。

減価償却費（売上原価に含まれるもの）

製造工程又は業務の直接部門で使用する有形固定資産及び無形固定資産の取得原価を使用する期間や耐用年数に応じて配分した費用の総額。

売上総利益

売上高－売上原価の合計

販売費及び一般管理費

人件費＋動産・不動産賃借料＋運賃荷造費＋広告宣伝費＋交際費＋減価償却費（販売費及び一般管理費に含まれるもの）＋租税公課＋その他の経費

人件費

常用、臨時、役員、正社員、正社員以外を問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などのうち労務費を除いたもの。また、福利厚生費、法定福利費も除く。

個人企業では専従者給与を除く。

動産・不動産賃借料（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する動産・不動産賃借料。売上原価に含まれる動産・不動産賃借料を除く。

地代家賃（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する土地、建物などの不動産の賃借料の総額。

運賃荷造費

製造品、商品などの輸送、こん包などに支払った運賃、荷造費の総額。

広告宣伝費

不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの総額。

交際費

得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。

減価償却費（販売費及び一般管理費に含まれるもの）

販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。売上原価に含まれる減価償却費を除く。

租税公課

印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）及び事業所税などの総額。税込経理方式の方法をとっている場合の消費税はここに含む。

営業利益

売上総利益－販売費及び一般管理費の合計

営業外収益

受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。

営業外費用

支払利息・割引料＋その他の費用

支払利息・割引料

銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分。

経常利益又は経常損失

売上高から、売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いたものに営業外損益を加えたもの。

個人企業では差引金額又は専従者控除前の所得金額。

税引前当期純利益（税引前当期純損失）

経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。

税引後当期純利益（税引後当期純損失）

税引前当期純利益（税引前当期純損失）から

法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したものの。

付加価値額

（売上原価のうち労務費、動産・不動産賃借料、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、動産・不動産賃借料、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）

4. 事業承継の状況

事業承継の意向

①親族内承継を考えている

代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘（姻族を含む。）、配偶者又は親族（6親等以内の血族又は3親等以内の姻族）への承継意向のこと。

②役員・従業員承継を考えている

（代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘・配偶者又は親族ではない）会社の役員又は従業員への承継意向のこと。

③会社への引継ぎを考えている

他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継意向のこと。

④個人への引継ぎを考えている

（代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の息子・娘・配偶者・親族ではなく、会社の役員・従業員でもない）個人への引継意向のこと。

⑤上記以外の方法による事業承継を考えている

上記の親族内承継を考えている、役員・従業員承継を考えている、他の会社への引継ぎを考えている、及び個人への引継ぎを考えている以外の事業承継のこと。

⑥現在の事業を継続するつもりはない

事業の継続の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長又は個人事業主の代で廃業意向のこと。

⑦今はまだ事業承継について考えていない

現時点では事業承継についての明確な意向がないこと。

5. 中小企業の動向

デジタル化の取組状況

①段階 1

社内の情報共有や業務連絡、会計などの業務において、PC、タブレット等のデジタルツールを使用しておらず、紙や口頭で情報のやりとりが行われている場合。

②段階 2

電子メールの利用や、会計の電子処理など、業務でデジタルツールを日常的に使用している場合。

③段階 3

売上高や在庫、顧客情報などをシステムで管理することなどにより、業務効率化が図られている場合。

④段階 4

記録・収集したデータを利活用することで、販路拡大や新商品開発など、ビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる場合。

脱炭素化に向けた取組状況

①段階 0

「脱炭素化」という言葉を知らなかった場合や、気候変動対応、CO₂削減に係る取組について全く知らない場合または重要性が分からない場合。

②段階 1

気候変動対応やCO₂削減に係る取組が重要であることは認識しているものの、具体的な行動ができていない場合。

③段階 2

自社（事業所）における、年間のCO₂排出量を把握している場合。排出量については、直接的なものと間接的なものを含む（Scope 1及び2）。

④段階 3

自社（事業所）におけるCO₂の排出量を測定・把握した上で、主要なCO₂の排出源や、削減余地の大きい設備等について把握している場合。

⑤段階 4

段階3で把握した削減余地について、具体的な削減の取組を検討又は実行している場合。

⑥段階 5

段階1～4の取組を実施しており、把握したCO₂の排出量や取組内容について情報開示を行っている場合。

⑦CO₂ 排出量の考え方

Scope（スコープ） 1

自社における、直接的な排出のことを指す。自社で都市ガス、灯油、ガソリンなどの燃料を燃焼した場合の排出や、工業プロセスでの温室効果ガス排出が該当。

Scope（スコープ） 2

他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接的な排出のことを指す。

賃上げ

①賃上げ

ベースアップ、定期昇給、諸手当の改定などの賃金の改定により、常用雇用者のうち1人でも賃金が引き上がった場合は、「賃上げを行った」に該当。「賃上げを行っていない」とは、常用雇用者のうち1人も賃金の引上げを行っていない場合のみが該当。

②ベースアップ

賃金表の改訂により賃金水準を引き上げることを。

③定期昇給

労働協約や就業規則等における定めに基づく昇給を指し、一定の時期に毎年増額することをいう。年齢、勤続年数による自動昇給のほか、毎年時期を定めて行う査定による能力・業績評価に基づく昇給も含む。

④諸手当

具体的な諸手当について、諸手当に含むものは、能力、業績、配置、役職等に対する手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、及びその他の手当。諸手当に含まないものは、時間外・休日手当、深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当。

会社の買収／事業の買収

①会社の買収

議決権過半数に当たる株式を取得することを指す。有償・無償かは問わない。

②事業の買収

企業が特定の事業（一部または全部）を第三者から買収する、事業譲受のことを指す。有償・無償かは問わない。

会社の売却／事業の売却

①会社の売却

議決権過半数に当たる株式を売却すること

を指す。有償・無償かは問わない。

②事業の売却

企業が特定の事業（一部または全部）を第三者に売却する、事業譲渡のことを指す。有償・無償かは問わない。